

【目次】

1. 公益法人運営のワンポイントアドバイス

1. 公益法人運営のワンポイントアドバイス

■定期提出書類の手引き（公益法人編）の改訂について

6月18日開催の公益認定等委員会において、定期提出書類の手引き（公益法人編）の改訂が了承されました。改訂は、事業報告等に係る提出書類の記載方法等における別表 H に関する記載についてです。

改訂内容は大きく次の2点ですが、詳細は手引き（※1）をご覧ください。

1. 公益目的保有財産に時価法を適用する金融資産がある場合、時価評価損益を別表に記載するか否かについて、①これまで通り記載しない方法に加えて、②過年度分も含め記載し今後毎期記載する方法も選択できるようになりました。
2. 各事業年度の公益目的事業活動の財源について、説明を充実させました。

※1 以下、公益法人 information の「内閣府からのお知らせ」令和3年6月18日参照
<https://www.koeki-info.go.jp/>

=====
このメールマガジンは送信専用メールアドレスから配信されています。

◇新規登録・登録解除（配信停止）、バックナンバー参照はこちらから

<https://www.koeki-info.go.jp/other/mailmagazine.html>
=====

[内閣府 公益法人メールマガジン]

発行：内閣府公益認定等委員会事務局総務課広報担当

〒105-0051 東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル 12 階

TEL:03-5403-9586

Mail:koueki-seminar.s8h/アットマーク/cao.go.jp

送信の際は「/アットマーク/」を「@」に置き換えてください。

<国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト：公益法人 Information>

<https://www.koeki-info.go.jp/index.html>

=====

COPYRIGHT(C)2021 Cabinet Office, Government of Japan. ALL RIGHTS RESERVED.

本メールの無断転載を禁止します。